



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 第一化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 中野 淳文
(コード：4235、JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 山本 一良
(TEL. 042-644-6516)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の当社第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、当社定款第28条(取締役の責任免除)および第36条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第36条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の<u>限度額</u>において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以 上